○グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊の構成員又は文民構成員による犯罪等の取扱いについて（通達乙）

（令和５年11月16日　刑企発第432号）

（概要）

日本において、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊の構成員又は文民構成員による犯罪等が発生した場合の取扱いについて定めたものである。